

(公印・契印省略)
国海安第105号
令和2年12月23日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 澤山 健一 殿

国土交通省海事局安全政策課長
峰本 健正

船舶検査心得の一部改正について

標記について、船舶安全法施行規則等に関する船舶検査心得の一部を別添のとおり改正することといたしましたので、よろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

また、関係各位への周知方よろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

船舶検査心得の一部改正について

1. 改正の背景

規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）において、「原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされていることを踏まえ、国民や事業者等に対して押印を求めている手続等について押印を不要とするとともに、平成30年12月に開催された国際海事機関（IMO）の第100回海上安全委員会（MSC100）において、火災安全対策の向上を目的としたロールオン・ロールオフ区画及び車両区域の固定式水系消火装置の設計並びに承認に関する改訂ガイドライン（MSC.1/Circ.1430/Rev.1）が承認されたところ、当該改訂ガイドラインの内容について船舶検査心得に定める所要の改正を行う。

2. 改正の概要

(1) 押印の廃止等

国民や事業者等に対して押印を求めている手続等について、押印を不要とするための規定（様式を含む。）の見直しを行う。

(2) ロールオン・ロールオフ区画等の固定式水系消火装置の性能要件の改正

固定式水系消火装置の消火ノズルの配置について、設計の自由度を確保した上で、実効性のあるものとするための改正を行う。

3. 今後のスケジュール

公 布：令和2年12月23日

施 行：令和3年1月1日